

大熊町ゼロカーボン PR イベント出展企画運営業務委託 仕様書

1. 業務の目的

大熊町が令和2年2月に発表した「大熊町2050ゼロカーボン宣言」(以下、「ゼロカーボン宣言」という。)においては、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」(以下、「ビジョン」という。)では、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げており、現在、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるん電力株式会社」の設立や、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」を制定する等、各種施策を実施している。

本業務は、ゼロカーボン関連イベントへの出展(以下「本施策」)を通じて、ゼロカーボンの思想を広く町内外に伝え、住民や来訪者、大熊町関係者等の理解・共感を得ることを目的とする。馴染みが薄いゼロカーボンを楽しく学べる場とするため、「見える化」「体験・参加」を基本コンセプトとし、より良い学び・遊びの場の実現を目指すものとする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町ゼロカーボン PR イベント出展企画運営業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務内容

町内外のゼロカーボン関連イベントに出展し、町民及び移住候補者、ゼロカーボン関連事業者に向けて当町のゼロカーボン施策を広く周知広報する。ゼロカーボンそのものに関する理解、共感を得るとともに当町の魅力を伝えることで、移住や企業誘致の促進を図り、もって当町の復興推進及び地域活性化を目指すものとする。

<町内イベント>

①～②のイベントについては1ブースを借りて、コンセプトに基づきPR活動を行う。③については、大熊インキュベーションセンターにて開催され、下記敷地を活用したブース及び体験型コンテンツを展開する。なお、出店規模が大きいため、「おおくま学園祭」の担当者と協議し詳細な調整を行うこと。

①大熊夏まつり

- ・9月上旬開催予定

②大熊ふるさと祭り

- ・11月上旬開催予定

③おおくま学園祭

- ・3月中旬開催予定

【大熊インキュベーションセンター利用可能エリア】

- ・グラウンド：約 7,000 m²
- ・教室：約 60 m²×2 室(一般的な小学校の教室サイズ)
- ・~~体育館：約 870 m²(一般的な小学校の体育館サイズ)~~

<町外イベント>

①～②のイベントについては1ブースを借りて、コンセプトに基づきPR活動を行う。

①ふたばワールド

- ・9月14日(土)開催予定

②その他県内ゼロカーボン関連イベント

- ・ふくしまゼロカーボン DAY 等、県内で実施されるゼロカーボン系イベントに出展する。出展イベントについてはゼロカーボン推進課担当者と協議して決定する。

(1) 本施策の企画立案

①おおくま学園祭での出展について

前年度まで実施していた「大熊ゼロカーボンフェスティバル」と同規模のブース展開を想定。下記利用エリアを考慮し提案すること。なお、グラウンドは人工芝となっているため、人工芝の養生についても考慮すること。

【大熊インキュベーションセンター利用可能エリア】

- ・グラウンド：約 7,000 m² (人工芝の養生を考慮すること)
- ・教室：約 60 m²×2 室(一般的な小学校の教室サイズ)
- ・~~体育館：約 870 m²(一般的な小学校の体育館サイズ)~~

- ・~~教室及び体育館~~を活用したコンテンツを提案すること
- ・ゼロカーボンに関する幅広い分野に対し理解共感を深めるため、ブース出展を依頼する企業、自治体、研究機関等について提案すること。なお、大熊インキュベーションセンター(OIC)に入居する企業については町から出展依頼を出すので、OIC 以外の企業を提案すること。
- ・警備、イベント保険などが考慮されていること

②町内外で出店するブースで実施するコンテンツについて

- ・イベントブースにて展示もしくは体験してもらうコンテンツを提案すること
- ・大熊町のゼロカーボン活動及びゼロカーボン自体を広く周知し、理解共感を得やすい企画であること
- ・警備、保険、会場費用は発生しない想定

※22年度は「輪投げ」、23年度は「的当て」を実施。いずれも再生可能エネルギーにつ

いて学びながら楽しむコンテンツとなっている。

③集客に大きく貢献可能な集客企画の提案

- ・おおくま学園祭の出展において、利用可能な敷地を活用した集客企画を提案すること。

(2) 上記企画の実施運営

- ①上記立案の各施策の実施運営体制
- ②上記立案の各施策の実施運営計画書

4. 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届 (別記第1号様式) 1部
- (2) 業務責任者通知書 (別記第2号様式) 1部
- (3) 委託業務完了届 (別記第3号様式) 1部
- (4) 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) 1部

受託事業者は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書をまとめ、A4判で2部及び電子媒体(DVD等)で1部提出しなければならない。

完了報告書に記載すべき事項

- ①イベント実施報告書
- ②PR施策実施報告書

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

- ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。
- イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。
- エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。
- オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大熊町長様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記業務は、令和 年 月 日着手しましたので届け
出ます。

記

1 業務名

2 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

業務責任者通知書

令和 年 月 日

大熊町長 吉田 淳 殿

受注者 住所
氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記業務の業務責任者を
定めたので、通知いたします。

記

- 1 委託業務の名称 業務委託
- 2 委託業務の場所 双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
- 3 委託料金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月
日まで
- 5 業務責任者 株式会社
(役職) (氏名)

別記第2号様式（仕様書4（3）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大熊町長様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

1 業務名

2 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで